

スポーツにおけるガバナンスの視座

— EU と UEFA の関係構造にみられる三次元分析概念の考察 —

上田 滋夢ⁱ

現在のガバナンス研究は、概念が新たな概念を創出し、実態から乖離し、実体の解明が混迷し始めている。本稿においてはガバナンスの概念を研究するにあたり、実体概念の論考ではなく、分析概念の論考の立場をとる。ガバナンスとガバメントの関係構造によれば、二次元の分析概念として「力」と「方向」による「関係構造ベクトル」が存在する。ガバメントでは「関係構造ベクトル」は垂直関係であり、ガバナンスでは水平関係の様相を為す。スポーツにおけるガバナンスの実態は、「関係構造ベクトル」の観点から俯瞰すると、上から下の垂直関係だけでなく、下から上への「関係構造ベクトル」が確認される。また、水平関係と捉えられる「関係構造ベクトル」にも、垂直関係（上下共）の存在が確認される。メタ・ガバナンスである EU と UEFA の実態から「関係構造ベクトル」を考察すると、「何らかの影響力」の存在に辿り着く。EU 法に準拠した「ボスマン判決」と EU 法に抵触する UEFA Financial Fair Play Regulations の受容過程において、European Commission と UEFA の「共同声明」の実態を分析し、二次元分析による概念的限界を提示する。そして、「何らかの影響力」を分析概念の Z 軸に加え、変数に「暗黙性」と「明示性」を定義する。現在までのガバナンスの分析概念の視座に、新たな視座を加えた三次元分析概念を提示し、分析概念を通じてガバナンス概念のパラダイムシフトを試みるものである。

キーワード：EU と UEFA の関係構造、多元的構造、関係構造ベクトル、三次元分析概念、暗黙性

1. 問題の所在

2012年3月23日 European Commission（欧州評議委員会、以後 EC）はヨーロッパ・フットボール連盟（Union des Associations de Européennes de Football、以後 UEFA）¹⁾ との共同声明（以後「共同声明」）を出した。メタ・ガバナンスとスポーツ競技を統括するガバナンス組織との新たな関係を顕在化させた事象であった。

1.1 「新たな視座」による「分析概念」の提示

新自由主義、ポストモダンの時代を経て、各国ガバメントの縮小化が叫ばれ（「小さな政府」）、EU（European Union）のガバナンス形態はガバメントではなく、ガバナンスへと変容していく過程の中で、スポーツ、とりわけフットボール（世界標準表記として、サッカーではなくフットボールと称す）のガバナンスは EU の中でも大きな争点を醸し出した。1995年12月の Bosman Case（以後ボスマン判決）²⁾ での「法（条約等も含）」によるガバナンス。その後の選手関連費用（選手等移籍金・損害賠償金・人件費）の高騰による「市場経済」の流入、すなわちコーポレート・ガバナンスによるガバナンスへの変容

i 大阪成蹊大学マネジメント学部教授

が見られた。(上田・山下, 2014, pp35-53)。

そして、行き過ぎた「市場経済」により UEFA は Financial Fair Play Regulations (クラブ収支均衡制度, 以後 FFP) を2009年9月に導入した。時同じくして、2009年12月に効力の発生したリスボン条約にはスポーツの位置が明示されている。

Bruyninckx (2012, pp112-114), Geeraert, A (2013a, pp113-132, 2013b) は下記のようにスポーツにおけるガバナンス論を展開する。

「スポーツガバナンス」という言葉は…中略…当初、スポーツ統括組織内での私的な自己管理を内容としていたものが、今日、スポーツを取り巻く環境における急激な営利化・グローバル化・多様な公的領域との深化する関係性、そして犯罪と醜聞の横行に対して。公共政策上の取組み一般を表す言葉へと拡大(成長)させてきている。ちなみに、その最も顕著な例はヨーロッパにおけるフットボールである。

これらの研究は、「スポーツにおけるガバナンス(スポーツガバナンス)」はスポーツだけの枠組みではなく、ガバメント論からガバナンス論への変容と同様に、ガバナンス論で言及される「ガバナンス」と同義であることを示唆している。

すなわち、本稿における問題の所在は、スポーツにおけるガバナンスの視座が、ガバナンス論に「新たな視座」を付与する可能性を抱くということである。しかし、本稿の論点はいくまでも「新たな視座」としての「分析概念」の提示であり、ガバナンス論に含まれる「スポーツガバナンス」の実体を議論するものではない。

1.2 「分析概念」のパラダイムシフト

フットボールにおけるガバナンスでは、EU との垂直関係によるガバナンスは機能せず、「共同声明」に見られる水平関係のガバナンスへと変容した「多元性の問題」として上田・山下(2014)が指摘する。

フットボールのクラブはフットボールを存在させ、

持続させる主要なアクターとして独自のガバナンスを行い、そのアクターが結集して成立した協会、UEFA は、実態として各クラブを「統治」する組織ではなく、調整統合を行う組織であり、構造的には垂直関係でありながら、水平関係の機能を持った「ガバナンス」を行って来たと言える。

「フットボールにおけるガバナンス」による「新たな視座」としての「分析概念」を用いて、各アクター間の関係を俯瞰すると「多元性の問題」を避けて通ることはできまい。その「多元性」を含みながら、「単次元の視座」による「分析概念」が構築されている点に、本稿では問題点を指摘するのである。ガバナンスの「分析概念」として「垂直関係と水平関係の両概念の存在」だけでなく、「多次元の変数」を用いた「分析概念」の構築が求められる。

而るに、本稿が提示する問題の根源は「フットボールにおけるガバナンス」では、ガバナンス論で見られる「二次元の変数による分析概念(二次元分析概念)」とガバナンス実態とが乖離していることである。各クラブと各国フットボール協会(National Football Association, 以後 NA), NA と UEFA, 更にフットボールのガバナンスを超越したメタ・ガバナンスを行う EU と UEFA においては、「二次元分析概念」とガバナンス実態との乖離は明確である。特に EC と UEFA による「共同声明」という現象は、これらの関係構造において「二次元分析概念」による実態との乖離を明示するだけでなく、分析概念そのものの限界と「新たな視座」による分析概念の必要性を顕在化させている。そこで、本稿は「三次元の変数による分析概念(三次元分析概念)」へのパラダイムシフトを提示するものである。

2. フットボールのガバナンスにみられる分析視座

2.1 フットボールの関係構造の系譜

近代フットボールの起源は各アクター間の関係構造そのものを表出させている。祭事や余暇として行

われていたフットボールが、近代フットボールへの変容過程において「足の使用」に限定され、統一規定（ルール）を設けたことによって近代フットボールは成立した。ラグビーフットボールとアソシエーションフットボール（フットボール）の分離であった（ランフランシ、P. 他、2004：小倉他、日本語監修、pp11-16）。近代フットボールとフットボール組織の成立とが同一事象であることは、ガバナンス論の源とも捉えることが出来よう。

この事象は、規定を巡った「主体」争いであった。祭事と余暇からゲームへの変容過程において、「何らかの規定」を設ける議論が起こった。「規定の無い集団（手・足の使用と相手を捕むことの容認）」と「規定を設けたい集団（手の使用と相手を捕むことの否認）」との論争である。この変容過程における「何らかの規定」は、人間の本能的な「嗜好」とも言え、「何らかの規定」を設けること自体に特別な論理は無い。問題はどちらの集団も、「主体」として Governing（ガバナンス）を行い始めたことである。「主体」を巡る争いは、後に「プロフェッショナル」と「アマチュア」を巡る概念に関しても発生し、新たなガバナンス組織が発生した（ランフランシ、P. 他、前掲書、pp19-20）。

これらの系譜によって、その後ガバナンスは Local（地方）、National（国）へと拡大していく。

最も早期に National レベルでガバナンス組織が成立したのは、1863年の England（イングランド）であり、名称そのものが「主体」を象徴するものであることは興味深い。The Football Association（イングランドフットボール協会、以後 FA）、「我ら（このガバナンス組織）」がフットボールの「主体」であることを宣言し、定冠詞の“The”のみであり、国名や地域名は未だに表記されていない（Web：The FA）。

ヨーロッパ全体に目を移すと、イタリア、フランス、ベルギーの働きかけにより、1954年6月15日、ヨーロッパのフットボール全体のガバナンス組織である UEFA が設立された（Web：UEFA1）。ここで、

第二の問題が生じた。英国 4NA を巡る論争である。既に FIFA（Fédération Internationale de Football Association）が、FA と SFA（The Scottish Football Association、スコットランドフットボール協会）に対して最大限の「権利」と「役割」を与えていたからである（ランフランシ、P. 他、前掲書、pp30-55）。

ガバナンスの発生に際して、始原的にアクターとしての存在を容認したため、垂直関係の中に水平関係の構造が内在する実態となった。このことは各 NA におけるクラブの発生に関しても同様の現象が起こり、現在も同様である。関係構造の系譜を辿ると、始原的な問題を抱えていることが伺える（上田、山下、前掲書）。ヨーロッパのフットボールを統括し、「排他的独占権」を持つ UEFA は、垂直関係と水平関係が同一に存在するガバナンスを行っているのである。

2.2 関係構造の概念イメージ

図1は、堀（2007、pp24）による「ガバメントとガバナンスの概念イメージ」の図式化である。

「ガバメント」のイメージは垂直軸を中心とするピラミッド型ハイアラーキー（階統制）であり、その頂点から為政者が命令を行い、次にそこから発せられた施策がいくつもの段階を経て、末端階層に伝達されていく。それに対して「ガバナンス」のイメ

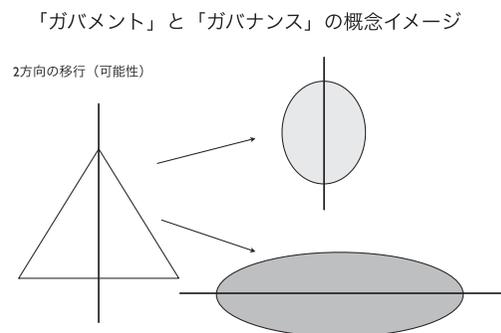


図1 「ガバメント」と「ガバナンス」の概念イメージ
出所：堀雅晴（2007）ガバナンス論の現在。同志社大学人文科学研究センター編 公的ガバナンスの動態に関する研究（人文研ブックレット）、同志社大学人文科学研究センター、p.24（筆者改題）

ージは、基本的には水平軸に沿って描かれる縦長の楕円形のイメージであり、この平面で、国家（政府）と非・国家（政府）や行政機関と非・行政機関が、相互に同位な関係で、公共サービスや規制活動を担う。また、「ガバメント」から「ガバナンス」へと実体の変容するにあたり、可能性として垂直軸を中心とするピラミッド型から縦長の楕円形への変化が起こると堀（2007）は指摘する。

これはガバナンスの概念論として「政府なきガバナンス論」によるガバナンスの概念、「自己組織的（自立的・自己統治）組織間ネットワーク」に影響を受けていると言えよう。更に、その概念は以下の様に言及されている。「従来までの優秀な指導者層・強力な執行機関・中央集権体制からなる一元的な政府による統治活動はもはや存在せず、あるのは数多くのレベル（地方や地域圏・国・超国家）の執行機関を結びつける多数の核（重心）だけである」（Rhodes, 1997, 2000, pp55-63）。

また、「ガバメント」と「ガバナンス」の概念の差異は、各アクター間の関係構造を抽出したものと捉えられるが、堀（2002, pp89）は、Rhodes（1997）やPeters（2000）、Bevir, ed.（2007）に見られるガバナンス概念の特徴として、「分析概念と実体概念が未分化である」と指摘する。

そこで、これらの論を基に、関係構造の実体を整理したい。まず、図1による「軸」の存在である。

図1に見られるよう「ガバメント」には垂直軸が用いられ、「ガバナンス」には水平軸が用いられている。特に「ガバメント」のピラミッド型ハイアラーキー構造には一元的な統治システムとしての「力の大きさ」、そして「方向」が含意されている。一方、「ガバナンス」の「軸」は水平軸へと置換され、「力の大きさ」と「方向」が分散され、相互に対等な関係で活動が行われる概念イメージを与えている。また、「ガバメント」は「独占的で閉鎖的な権力的・垂直関係と特徴づけることができる」とされ、「ガバナンス」を「非独占・開放的な非権力的・水平関係と特徴づけることができる」と堀（2007, pp23）は

定義する。すなわち、図1による「軸」に含意される「力の大きさ」と「方向」は「関係構造のベクトル」と言えよう。この概念イメージは「ガバナンス」の概念を理解するための分析概念として非常に明解である。しかし、フットボールの「ガバナンス」実態に視座を移動すると、三つの問題が浮かび上がる。

第一に、「軸」に含意される「関係構造ベクトル」は、「ガバメント」の概念定義によって明示されるが、「ガバメント」のみがピラミッド型のハイアラーキー構造であるというのは、一元的視座からの分析概念ではないか。第二に、「軸」を垂直軸から水平軸へと置換することは、「概念上」は可能であるが、「ガバナンス」の実態として置換可能な分析概念なのか。第三に、これらは「ガバナンス」概念としての理解は可能であるが、「ガバナンス」の実態と乖離した分析概念ではないか。

2.3 フットボールにおける関係構造の実態

フットボールにおける関係構造では、2.1で論じた「主体」を巡る論争において「権利」と「役割」をFIFAがFAに与え、UEFAが継承した実態は、「実体」に大きく影響を及ぼしている（Web：FIFA）。

図2はUEFAの組織図である。各NAの代表者がCONGRESS（議会）³⁾として組織概念上の上位構造に位置し、そのCONGRESSによって選出された各NAがEXECUTIVE COMMITTEEに就任する（UEFA, 2014）。このガバナンス方法は設立以来、変化はない（Web：UEFA2）。形態としては民主主義における「ガバメント」と同様である。UEFAは政府（ガバメント）ではない。但し、「ガバメント」の形態をとりつつ、「ガバナンス」の実体をもつ。このフットボールにおける関係構造をフットボールの特異性として論じるには、ガバナンス論の展開、ガバナンスの分析概念の視座としては近視眼的であると言わざるを得ない。なぜなら、実態としてフットボールの「ガバナンス」はヨーロッパにおいて有機的に機能し、EUを上回る54NA（FA他の英国の

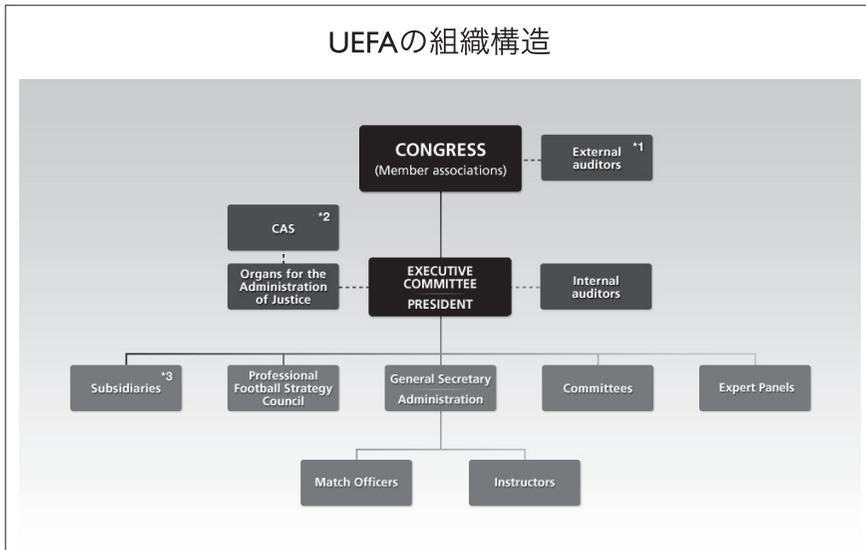


図2 UEFA ORGANIZATION

出所：UEFA, <http://www.uefa.org/about-uefa/index.html> (2014. 5. 01閲覧)

各協会等を含め2014年現在の各ガバナンス組織をガバナンスするメタ・ガバナンスとして存在するからである（Web：UEFA3）。更に、「ガバメント」から「ガバナンス」への変容における最小単位のアクター（意志を持つ個体としての市民）は同一である。スポーツ、そしてフットボールの「ガバナンス」は、特異な実態や固有の実体概念ではなく、むしろ「ガバナンス」の究明への蓋然性の存在が示唆される。そのため、「ガバナンス」の分析概念として、本稿2.2の三つの問題を、フットボールの関係構造の実態を通じた分析視座にて論じていくこととする。

3. 二次元分析概念による視座の限界

本章では、第2章で提起された問題を、UEFAと各NA等の関係構造、EUとUEFAの関係構造を用いて、その分析概念に内包される変数を考察し、二次元分析概念による視座の限界を論じる。

3.1 UEFAの関係構造とハイアラキー構造

堀（2007, 前掲書）の論を援用し、「ガバメント」

はピラミッド型ハイアラキー構造として一元的な統治システムであり、「軸」に含意される「力の大きさ」と「方向」は「関係構造ベクトル」であると本稿2.2で論じた。この概念イメージが図3である。

「ガバメント」は上位階層から下位階層への「方向」を持ち、大きな「力」が加わるために「軸」の太さはどれよりも太くなり、下方向への矢印（ベクトル）となる（縦方向）。また、変容の際は、「ガバメント」の権限の一部委譲が含まれるため、「軸」を

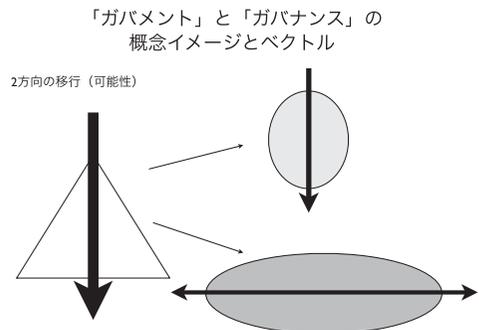


図3 「ガバメント」と「ガバナンス」の概念イメージとベクトル

出所：堀雅晴（2007）を元に筆者が加筆・改編

中心に縦長の楕円形となるが、下方向のベクトルである。理想的な「ガバナンス」では、「自己組織的（自立的・自己統治）組織間ネットワーク」（Rhodes：1997, 2000, 前掲書）であるため、ベクトルは各アクターの組織間に置換され、下方向へのベクトルは分散され、文字通りにベクトルは水平となる（横方向）。

ここでUEFAと各NAの関係構造を俯瞰してみると、ヨーロッパにおけるフットボールの統括組織として「独占的で閉鎖的な権力的・垂直関係の特徴」を持つ「ガバメント」の実体を持つが、図2のUEFAの組織図で見られるように、各NAとの関係構造は、各NAがアクターとして「非独占・開放的な非権力的・水平関係」の特徴をもつ「ガバナンス」の構造イメージでもある。

特筆すべきは、各NAとは異なる、各々のリーグの統括組織であるヨーロッパ・プロフットボールリーグ協会（The Association of European Professional Football Leagues, 以後EPFL）、各々のクラブの統括組織であるヨーロッパ・クラブ協会（The European Club Association, 以後ECA）、各々の選手等の労働組合である国際プロフットボール選手会ヨーロッパ部会（The Fédération Internationale des Associations de Footballeurs Professionnels Division Europe, 以後FIFPro Europe）が「自己（自立的・自己統治）組織」として存在する。これらは、UEFAと同様の「主体」となる別の統括組織が近年に発生した（Web：EPFL, ECA FIFPro Europe）。その後、UEFAによって「自己組織（自立的・自己統治）」と承認され（Web：UEFA4）、本来であれば、ピラミッド型ハイアラキー構造に入るべき各セクターが、それぞれアクターとなったのである。そのため、「関係構造ベクトル」を用いた分析では「ガバナンス」に見られる水平関係の構造である。しかし、UEFAはヨーロッパにおけるフットボールの唯一の統括組織という多元的構造の実態が存在する（上田・山下, 2014, p47）。

3.2 分析概念としての軸の置換

UEFAの実態にて、ここまでで明らかになった分析概念を整理したい。

1) 「力の大きさ」と「方向」で表される「関係構造ベクトル」が存在する。

2) 「ガバメント」と「ガバナンス」による特徴とは異なる多元的構造が存在する。それは以下の2つの構造である。

a) 同一組織に内包される「自己（自立的・自己統治）組織」との多元的構造。

b) 組織外の、「主体」に関して独立した「自己（自立的・自己統治）組織」との多元的構造。

そこで、UEFAに見られる多元的構造を、「関係構造ベクトル」による分析概念を用いた実態分析を進めたい。

まず、1) 同一組織に内包される「自己（自立的・自己統治）組織」との多元的構造は、UEFAと各NAのピラミッド型ハイアラキー構造でありながら多元的構造を持つこととは、以下の通りである。

各NAは当該国では「自己（自立的・自己統治）組織」であり「排他的独占権」を有するピラミッド型ハイアラキー構造の頂点である。このことはUEFA設立時の系譜でも確認された。図2で明示されたように、UEFAの構造はピラミッド型ハイアラキー構造でありながら、各NAがアクターの構造となっている。そのため、UEFAとしての上方向から下方向への縦の「関係構造ベクトル」だけではなく、各NA、クラブ、選手による下方向から上方向への「関係構造ベクトル」も存在する。その実態例として、各NAの下位構造に位置する各クラブがヨーロッパを横断的に捉えて連携し、まさに「自己組織的（自立的・自己統治）組織間ネットワーク（ECA）」を形成し、UEFAに対して、その「主体」としての存在を承認させた事が挙げられる（UEFA, 2012c）。

これは、上方向への「関係構造ベクトル」が存在することを実証する現象であり、同時に「独占的で

閉鎖的な権力的・垂直関係を放棄することと同意でもある。つまり、ECA等の承認は、UEFAの関係構造の分析概念に、上下両方向の2つの「関係構造ベクトル」が存在する多元的構造を明示するものである。

次は、2）組織外の「主体」に関して独立した「自己（自立的・自己統治）組織」との多元的構造の実態である。

ECA, EPFL, FIFPro Europe等の「自己組織的（自立的・自己統治）組織間ネットワーク」は、各々が「自己（自立的・自己統治）組織」として存在している。UEFAとの違いは、各組織はUEFA内外のアクターと有機的結合をしている。そのため、各組織は「主体」としてUEFAから独立しながらも、最終的にはUEFAのエージェントとなる。UEFAには「排他的独占権」が存在するからである。しかし、この「排他的独占権」を盾に「関係構造ベクトル」を「独占的で閉鎖的な権力的・垂直関係」へと持ち込むと、前述の上方向への「関係構造ベクトル」が発生する。

ここでのUEFAとECA, EPFL, FIFPro Europe等の「自己組織的（自立的・自己統治）組織間ネットワーク」との「関係構造ベクトル」は水平関係である。しかし、UEFAには排他的独占権があるが故に上方向への「関係構造ベクトル」が出現するという実態は、UEFAの関係構造の分析概念に、左右の水平方向の「関係構造ベクトル」だけでなく、上下の縦方向の「関係構造ベクトル」の存在も確認される。その概念イメージが図4である。すなわち、UEFAの関係構造の分析概念に、上下方向と左右方向の4つの「関係構造ベクトル」が存在するという多元的構造を明示しているのである。

ここまでを整理するならば、1）同一組織に内包される「自己（自立的・自己統治）組織」、2）組織外の「主体」に関して独立した「自己（自立的・自己統治）組織」、これらの両関係性において多元的構造が確認された。その概念イメージ（図4）を再度「ガバメント」と「ガバナンス」の特徴に照合さ

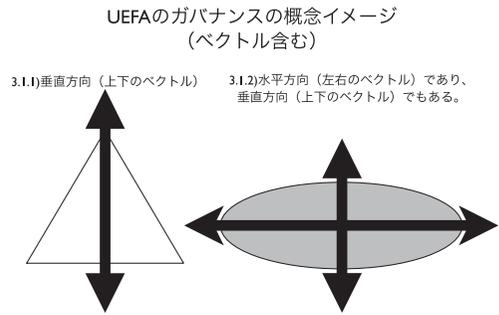


図4 UEFAのガバナンスの概念イメージ

出所：堀雅晴（2007）を筆者が改編

せるならば、どちらの「分析概念」にも適合しない構造を、UEFA、そしてフットボールが持ち合わせているということである。

これは、概念としての理解は可能であるが、「分析概念」として、「ガバメント」における上下方向の「関係構造ベクトル」においても、水平関係の「ガバナンス」においても、「ガバメント」と同様の垂直関係（上下方向含む）の「関係構造ベクトル」が存在することは、現在までの「分析概念」に矛盾を抱かせるものである。また、これらを輻湊して多元的構造という「分析概念」で終結させることは、論理的に明瞭ではない。すなわち、「軸」によって導出された「関係構造ベクトル」による「分析概念」では、図3で見られる「軸」の置換は実体から乖離している。同様に「多元的構造」という概念で「分析概念」を終結させるには論理性に欠ける。しかし、「軸」を議論の根幹とした「関係構造ベクトル」は存在する。「軸」に「分析概念」の究明は絞られる。

3.3 EUとUEFAによる関係構造の実体

EUの政策執行機関であるECとUEFAの「共同声明」は、新たな「軸」の存在を示唆するものである。本声明には系譜がある。1995年12月にボスマン判決がEuropean Court of Justice（現在の欧州司法裁判所、以後ECJ）、2003年のコルバック判決が下された後の、ヨーロッパ全土への影響であった。

本判決以前、プロフットボール選手は契約終了後

も自由な移籍を選択できず、クラブに所有権は帰属された。選手が移籍を望む場合は、クラブ間の「交渉」によって移籍金額が決定される「不文律」の「慣行」であった。選手の意思よりも各クラブの意思が優先されたのを不服として、ECJに提訴したのがボスマン判決であった。判決の争点は、プロ選手は「労働者か、否か」ということであった。判決によりプロ選手をEU法における「労働者」と規定したため、その後の移籍に関わる費用は「労働契約」を破棄する時に適用される Compensation (損害補償金/損害賠償金)となり、「法の拘束」をうけることとなった。一方で、EU内における「労働の自由」が担保された。UEFAならびに各NAにおける「国籍条項の撤廃」⁴⁾が即時執行された (ECJ, 1995, 2003)。

これらの影響は、「法の拘束」により、フットボールのみならず、各スポーツのクラブにおいても選手関連費用の高騰が起り、市場経済の導入が加速した。フットボールにおいては経済的崩壊状態となった (UEFA, 2011, 2012a, 2013)。そのため、ECはUEFAのFFPを容認することとなったのである。

FFPの概略は、各クラブの収支の均衡をUEFAの規定として設け、この規定を遵守できなかった場合は、UEFA主催の公式戦、UEFA Champions League (UCL)、UEFA European League (UEL)に出場する権利 = Club Licensing (以後クラブライセンス)を剥奪される。すなわち、ヨーロッパでの活動 (経済的活動含む)が全て規制されるのである (UEFA, 2010, 2012b)。而るにFFPは、ボスマン判決やコルバック判決によって、フットボールにおける「不文律」や「慣行」が否定されたと同様の論理的 (法的) 解釈が可能である。

「共同声明」を先例と対比すると、争点がEU法における「労働者」から、EU法における「営利、非営利を問わない組織」に置換されただけである。「UEFAの規定」ではあるが、EU法によって明示された「成分法」ではない。法的には、ボスマン判決以前のフットボールの「不文律」と「慣行」と同様

なのである。ならば、「EU法の優位性」が宣言されるべきであった。

そこで、ECとUEFAの「共同声明」の検証を行うこととしたい。以下は、その抜粋である。

第1条：FFPの目的は以下の通りである

- ①クラブの経済的ならびに財政的能力の改善
- ②透明性と信頼性の向上
- ③フットボールにおけるガバナンス水準の向上
- ④クラブの収入に基づいた運営の奨励
- ⑤クラブの財政に更なる規律と合理性の導入
- ⑥ UEFA主催大会の無欠性と円滑な運営の担保
- ⑦フットボールの長期的な発展のための理性的投資の奨励
- ⑧ヨーロッパのフットボールクラブに、長期的発展と存続可能性を保障する

ヨーロッパにおけるフットボールのガバナンス組織として、UEFAによるこれらの目的は、特に、「EU法の枠組み」において、適用可能な全ての法律制度に準じて施行され、バランスと秩序ある方法によって推進される。

第2条：FFPの原則は、同様の経済的課題に直面する、他のスポーツのための効果的なモデルとなる。

第7条：FFPとその目的は、EUの地域援助分野における政策目的と合致する。

第11条：他の懸念事項として、法的に同位である、他の経済活動を行うアクターとプロフットボールクラブの財務面の扱いに差をつけるかどうかということであった。この点において、プロフットボールクラブに対して、他の (経済) 組織と税法上同等な扱いは、更なる経済活動を促進すると確信する。

(EC and UEFA, 2012a, 第1条内の番号は筆者加筆)。

前述の「不文律」と「慣行」を「成分法」によって否定し、「EU法の優位性」をボスマン判決では宣言しているにも関わらず、この共同声明には大きな矛盾が存在する。

まず、第一点は、第1条の⑥、⑧、最終文と第11条である。第1条で「円滑な運営」や「長期的発展と存続可能性」、[EU法の枠組み]を明示し、第11条でも「法的同位」とした上で、UEFAの「罰則規定」を容認している。FFPによる「クラブライセンスの剥奪」は、EU法「開業の自由、競争法、優位性と独占 (Treaty on the functioning of European Union, Article 101, 102, 103, 104, 105, 106)」に抵触している (EC, 2011: EU, 1958a, b, c, d, e, f) という点である。

第二点目は、第2条の矛盾である。他のスポーツにおいてはFFPが導入される前から、市場経済によるフットボールへの投資の影に隠れ、収支均衡の運営を行う以外に選択の余地はなかった。むしろ、フットボールが市場経済を過度に受容し、自ら経済的破綻へと向かったのである。このことを招いたのは「EU法の優位性」である。すなわち、本条はEUの弁明と捉えられる。

第三点目は、第7条の矛盾である。EU加盟国、EU経済の抱える経済的問題に、フットボールが大きく関与している (UEFA, 2011, 2012a, 2013)。これらを解消すべく、FFPが果たす役割は非常に大きい。この点で異論を挟む余地はない。

公共政策、特にスポーツに関する公共投資は、各国におけるスポーツ政策だけでなく、社会福祉政策を含めた重要施策でもある。FFPに関する会計上の特例事項として、「ユース年代（青少年育成）への投資」と「スポーツ施設の拡充のための投資」が入っている。これらの投資は、クラブライセンスに関わる支出項目への算入の必要がない（評価項目には入る）(UEFA, 2012b)。この意図は、第1条の⑦、⑧の条文の通りである。しかし、公共政策が負うべき投資をフットボールのクラブが代替することにより、近代フットボールの誕生以来、文化的、経済的、政治的にも発言力の強いフットボールが、公共政策において、他のスポーツを圧迫する可能性が高くなることは否めない。経済的側面（市場）に絞ったとしても、フットボールの経済的価値のみが高まり、他

の地域援助の政策へ市場が移動する可能性は極めて低くなる (Web: Dupon, 2013: Thompson, 2013)。

この様に、EUとUEFAの実態を検証すると、「共同声明」には「EU法の優位性」、「ボスマン判決の負の影響」、「公共政策の主体」において問題点が見られる。EUのガバナンスにおいては大きな疑問である。そこで、この「共同声明」への道筋を更に検証することとした。

UEFA会長のMichel Platini（以後、プラティニ）は、2007年1月26日の就任以来、ボスマン判決とコルバック判決によって対立構造となっていたEUとの関係改善を積極的に行うことを公約した (Web: UEFA5)。2009年2月22日のEuropean Parliament（欧州議会、以後EP）を皮切りに、2010年4月14日EC Committee of Region（地域政策委員会）、同年6月2日EC Culture and Education Committee（文化・教育委員会）でキーノートスピーチを行った。特筆すべきは2010年9月14日に行われたブリュッセルでのミーティング後のコメントであった。そこには、ECの副委員長で競争総局長（Responsible for competition）のJoaquin Almunia、EC雇用・社会問題・社会共存委員会委員長のLászló Andor、ベルギーのフランダース政府スポーツ大臣のPhilippe Muytersが同席。UEFA会長プラティニのコメントの最後は以下であった。

「ECの中で、これほどまでフットボールファンによる支持を得られるとは思っていなかった。」

その後、2011年9月28日、欧州評議会（Council of Europe）、最後に2012年3月15日第12回欧州評議会スポーツ担当大臣会議（Council of Europe Conference of Ministers Responsible for Sport）でキーノートスピーチを行った。2012年3月21日の「共同声明」まで、訪問とミーティングを加えて11回を記録する (Web: UEFA, 6, 7, 8, 9, 10, 11,

12, 13, 14, 15, 16)。共同声明後の EC 公式プレスリリースでは、EC 副委員長の Joaquin Almunia がコメントを行っている。

「私はフットボールのファンである。これからの世代が、確かな財政基盤によるトップレベルのプロフェッショナルフットボールを見て、楽しむことができるよう願う。」(Web: EC, 2012)

EU 域内、また、ヨーロッパ全域にその影響力を及ぼす EC の副委員長が、このような文言をコメントすることは特例である。前述のプラティニのコメントも含め、EU (EC) の閣僚、幹部にも、ヨーロッパに生きる市民として、フットボールに対する「特別な感覚」が存在し、何らかの「関係構造ベクトル」を発生させたのではないだろうか。

更に、EC と UEFA の共同声明には、EU 自ら、ボスマン判決によって「EU 法の優位性」を明示したにも関わらず、本章で論じた重大な三点の矛盾があるという実態を踏まえると、EU と UEFA の関係構造には「特別な感覚」という新たな「軸」が仮説として提示されるのである。すなわち、既存の「ガバナンス」研究における分析概念に、「特別な感覚」という新たな視座(軸)を議論する必要性が生まれるのである。図 1, 3, 4 で用いた二次元分析概念に加えて、もう一つの「軸」を加えた三次元分析の概

念(三次元分析概念)である。図 5 は「三次元分析概念によるガバナンス概念のイメージ」を表したものである。

4. 新たな分析概念の視座

UEFA 会長プラティニの EU 公式関連会議におけるスピーチ、そして、EU 閣僚達のコメントには、ある共通の「キーワード」が存在する。EU の Lisbon Treaty Article 165, (リスボン条約165条, 以後 TFEU 165) による“The Specific Nature of Sport (スポーツの特別な性質)”(Web: EU, 2007), そして, “European Model of Sport (スポーツのヨーロッパモデル) (EC, 1999)”である。

これら二つの「キーワード」はヨーロッパ市民のスポーツに対する「特別な感覚」を言語化している。

「特別な感覚」が無ければ, “The Special Nature (特別な性質)”と敢えて形容して言語化する必要はない。ここに潜在的なスポーツの受容を抱かせる。同様に, “European Model of Sport (スポーツのヨーロッパモデル)”には, 多様性と多元的構造の受容を逆説的に言語化している。つまり, 多様で, 多元的だから「一元的なモデル」が必要であるという, スポーツに対する市民の潜在的な「特別な感覚」を抽象的に言語化したものである。

Gardiner (2010) は TFEU 165 の解釈として, スポーツを「特別な例外」と捉え, 坂 (2011, pp52) は「スポーツの固有性, スポーツ諸団体によって形成されてきた独自性は, 簡単には EU のレギュレーションを受容するものではなかった」と言及する。

両者の解釈を援用するならば, 「スポーツは固有で独自であり, その特殊性により, 特別な例外として扱われることを市民は受容している」となる。

潜在的に「特別な感覚」を抱くが故に, TFEU 165 では「(スポーツが) 特別な例外」であることが含意されており, 各コメントでは, その「キーワード」の使用により「特別な感覚」を再認識させ, 「特別な例外」であることを受容する様に促している。而る

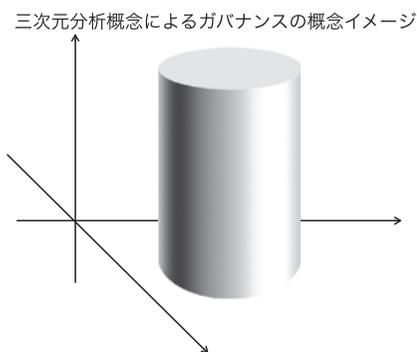


図 5 三次元分析概念によるガバナンス概念のイメージ (上田, 2014)

に、ガバナンス概念の分析概念に「新たな視座」としての三次元分析概念を論考するにあたり、その「軸」を規定する「変数」の究明に必要な、「特別な感覚」の背景を検証し、「軸」の考察をすすめる。

4.1 フットボールの社会的影響力

EUが「共同声明」によって、「EU規定（レギュレーション）の受容に対するスポーツの抵抗」を受容した現象は、EUに対してフットボールが単なるセクターではなく、文化、経済、教育、労働、政策へと「横断的な影響力」を持つアクターであることを再認識させた。ならば、フットボールの「影響力」とはどの様なものであろうか。

FIFA（国際フットボール連盟）によると、UEFA域内のフットボール競技人口の統計（未登録者・審判・役員含む）は約6,400万人（人口比7.59%）である。同調査では、各NAの競技人口は、ほぼEU加盟各国の人口比率の約10%である（FIFA, 2006a,b）。

参加者に視点を移すと、2012/2013シーズンのUCL決勝は、世界200ヶ国以上で放送され、平均1億5,000万人が観戦し（最高時観戦者は3億6,000万人）であった。UCL決勝を含めて、のべ15日のマッチデー（試合日）は、全世界で1億5,000万人～2億2,800万人が生中継を観戦（Web：UEFA17）。UEFAに対する全世界からの関心を示すデータである。アメリカンフットボールの優勝決定戦であるスーパーボールの視聴者1億800万人を超えて、単一試合当たりで世界最大の視聴者数である。

また、2012/2013シーズンはドイツのクラブ同士のUCL決勝であったことも含み、ドイツでは2,160万人の視聴者であり、ドイツの全世帯の61%が視聴していたこととなる。単一国家においても特別な関心を示す顕著な例である（ニールセン, 2014）。

更に、一つのクラブの視点で捉えるならば、イングランドの強豪クラブであるマンチェスター・ユナイテッドのファンは世界39ヶ国に広がり、6億5900万人。内訳、アメリカ大陸7,100万人、ヨーロッパ

9,000万人、中東・アフリカ1億7,300万人、アジア・太平洋3億2,500万人、中国1億8,000万人である。そして、年間約40億人が当該クラブの公式戦を視聴している。（Web：Kantar, 2012）

この様に、ヨーロッパにおけるフットボール情報は、UEFAを発信源としたコミュニケーション・ネットワークを介して、全世界へと伝播されていく。同様に「ガバナンス」の実態も、地球規模で瞬時に把握される。このネットワークによる情報の伝播、その動態の受容過程において、市民の意思形成が促進される。「フットボールの社会的影響力」の存在と、その実体を否定的に論考することは、ステークホルダー論の観点からも論理的根拠が見出せない。

図6では「フットボールの社会的影響力」をEU、UEFA、そしてFootball Family（全世界の参加者）という枠組みで捉え、その「社会的影響力」のフローをイメージ化したものである。構成員（競技者、役員、未登録競技者）と、その周辺の参加者（ファン）を加えた「社会的影響力」の強さを比較すると、前述のデータからも明らかなように、EU < UEFA < Football Familyとなる。

EUの影響力はEU内のUEFA加盟国（NA）に留まるのに対して、Footballの影響力は①EU内のUEFA加盟国（NA）からEUへ、②UEFAからEUへ、③Football FamilyからUEFA（EU加盟国含む）へ

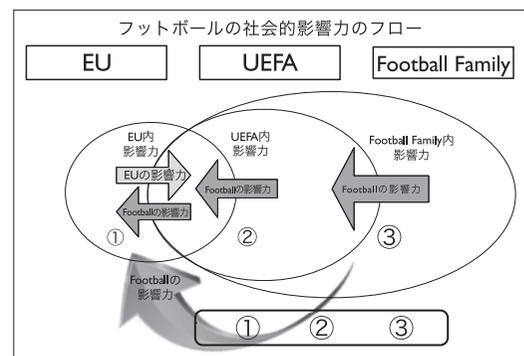


図6 フットボールの社会的影響力のフロー（上田, 2014）

と「社会的影響力」のベクトルが発生する。そして、④ Football Family から①, ②, ③を加えた EU への「社会的影響力」が輻湊する。この「社会的影響力」が「特別な感覚」の発生源と仮定できよう。すなわち、「社会的影響力」という「見えないもの」が存在し、EU へと「社会的影響力」を及ぼし、FFP に関する「共同声明」を実現させるべく、各交渉相手に「見えないもの」による「特別な感覚」へと変容した「関係構造ベクトル」が発生させ、友好的に進められたと仮定できよう。その仮定を裏付けるものが前述のプラティニのコメントである。

また、EU に対する「見えないもの (社会的影響力)」には、もう一つの重要なアクターが存在したとも仮定できよう。EU 関係だけでなく、EU 域内全てに「特別な感覚」= 「見えないもの (社会的影響力)」による「関係構造ベクトル」が発生させたのが、UEFA 会長のプラティニである。

前会長の Lennart Johansson (1990-2007在職、以後ヨハンソン) は、スウェーデンの強豪クラブ AIK Solna の会長からスウェーデンフットボール協会の会長となり、1990年に UEFA の会長に選出された (Web : UEFA, 18)。

ヨハンソンの功績は、UCL を再構築し、UEFA の主催試合 (主に UCL とヨーロッパ選手権) に経済的価値を創出させた。一方で、UEFA への市場経済の導入を促進させ、UEFA 加盟クラブの財政状態を結果的に悪化させたのである (UEFA, 2011, 2012a)。

ヨーロッパの市場経済における、UEFA の経済的価値の創出に対して、「見えないもの (社会的影響力)」によるベクトルが発生させたことは、その後の UCL の定着と発展により確認出来る (UEFA, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009)。EU との「主体」を巡る争いでは進展なく、2007年1月26日の会長選で敗れた。

一方、プラティニの会長選出そのものが、「見えないもの (社会的影響力)」による「関係構造ベクトル」を UEFA 内でも発生させたのが実体である。会長に選出されたことにより、EU 関係者だけでなく、

UEFA 外の「主体」を巡る利害関係者 (当時は主に G14)⁴⁾ は、伝説の世界的スーパースターという「見えないもの (社会的影響力)」の実体 (プラティニ) そのものとの「主体」を巡る争いとなった。

フットボールとそのフットボールのスーパースターという二つのアクターが同期し、「見えないもの (社会的影響力)」による巨大な「関係構造ベクトル」が発生させたのである。

4.2 「軸」の考察

EU と UEFA の関係構造における分析概念の中に「見えないもの (社会的影響力)」による「関係構造ベクトル」が存在することを提示した。その、「見えないもの (社会的影響力)」が三次元分析概念の「軸」となるのか、また、その「軸」に対する「変数」の定義が可能なかを考察する。

前項で提示した「見えないもの (社会的影響力)」を「軸」とするならば、「見えないもの (社会的影響力)」という言語概念から導出される分析概念 (変数) を「暗黙性 (Tacitness or Tacit Dimension)」とする。これは、Polanyi (1996) や Nonaka (1995) による “Tacit Knowing or Tacit Knowledge (暗黙知)” の概念に類似する概念であるが、両者が個人もしくは組織の認知行動に焦点を当てて定義していることとは異なり、本稿における「暗黙性」は、社会構造における概念フレームである。

Polanyi によると「知識の背後には必然的に知るという行為が関わり、明示的に意識化されなくても、暗黙のうちに複雑な制御を行う機能が生来ある (Polanyi, 1996)」とされ、野中は「暗黙知」を「暗黙の知識」と換言し、「経験や勘に基づく知識のことで、言葉などで表現が難しいもの (Nonaka, 1995, pp61-62)」と定義している。そこで、本稿では「暗黙性 (Tacitness or Tacit Dimension)」を「社会構造の中で、明文化されていない不文律、慣習・慣行、風土、文化に影響を受け、その社会構造を維持・安定させるため、人間の本質的な生存機能や社会生存

機能をも含んだ、表象外の暗黙の社会的影響力」と定義する。

一方、その対極の分析概念（変数）は「明示性（Explicitness or Explicit Dimension）」とする。Nonaka（1996）は「暗黙知」の対立概念を「形式知」とし、「言語・図・表・数値・数式で表現が可能な知識」とした。本稿でもその概念には理解を示すものの、社会的行為をも含めるため、「形式性」では概念的に齟齬が生じる。そのため、「暗黙性」同様、社会構造における概念フレームとして「明示性（Explicitness or Explicit Dimension）」となり、「社会構造の中で、具体化される、数値、法、枠組み、施策、行為によって、その社会構造を維持・発展させるため、人間の本質的な生存機能や社会生存機能をも含んだ、具象の社会的影響力」と定義する。

スポーツにおける「ガバナンス」において、「暗黙性」の例は、UEFA会長のプラティニそのものである。彼のプレーヤー、指導者としての経歴に疑いを持つものは誰1人としていない。しかしながら、EUを超える影響力を持つUEFAという組織の「ガバナンス」を行う能力があるかどうかは未知であり、「見えないもの（社会的影響力）」がなければ、UEFA会長への選出に繋がって行くことはなかったであろう。「プラティニならば」という全く論理的根拠のない「暗黙性」が働いた。むしろ、UEFA会長就任後は、この様な「暗黙性」が高まった。当初のマニフェスト（Web：UEFA, 19）、その後のEU他との交渉過程において（Web：UEFA5）、「プラティニならば」という評価へと変容していった。EU閣僚においても、プラティニが登壇する度に「暗黙性」は高まった。事実、彼のスピーチでは、前述の2つの「キーワード」で共感を生み、「暗黙性」による効果を最大限に発揮することを意図的に行ったとも言えよう。

Henry（2009, pp41-42）はEUのスポーツ政策の分析概念に言及した際、以下の様に論考している。

「1990年代後半になると、ニース条約（European

Council of Ministers, 2000）に含まれるスポーツに関する宣言に向かって、日常的に『スポーツのヨーロッパモデル（European Model of Sport）』というキーワードが聞こえてくるようになった。このキーワードは非常に判りやすい言葉であるが、EU加盟国の間に明らかに存在する、スポーツに関わる非常に多様な政策システムを、一元的な意味にて覆ってしまった」。

ヨーロッパにおける各国の政策は、「キーワード」による「一元的な意味」では片付けられない程の多様性を持ち、その一語にて言及する危険性を示唆している。換言すると“European Model of Sport”という「暗黙性」を危惧している。「キーワード」としては「明示性」が高いが具体的な施策が見えないこと。その施策が実行されても、潜在的な多様性によりガバナンスが行えないことの二点である。

しかし、プラティニは、この「一元的な意味」に潜む危険性を理解した上で、自らが“European Model of Sport”の実体として行動することによって合意形成を可能にした。自らの持つ「暗黙性」を活用したのである。また、多様性と多元的構造を持つUEFA内では、FFPを“European Model of Sport”という抽象的言語表現と置換した。EU、ヨーロッパ市民の中に潜む多様性や多元的構造を乗り越えて、「ヨーロッパという国家」へ向かう「理想や願望」による「暗黙性」の力を最大限に活用して支持へと持ち込んだ。一方で「暗黙性」の力を利用しながらも、FFPのレギュレーションとしての「明示性」が、EUの支持に大きく影響を及ぼしたとも「共同声明」からも考察できる。

前会長のヨハンソンを前述の定義で論じると、UCLの経済的效果という数値による「明示性」、フットボールの経済的価値を中心にUEFAの「ガバナンス」を行った。ヨーロッパ選手権（各NA代表チーム）、UCLの放映権料を飛躍的に高騰させることに成功した。これは、彼によってUCLが改革され

たという「明示性」=経済的成果を表す。このような「明示性」が、逆にヨーロッパ経済におけるフットボールの「社会的影響力」を更に強め、市場からフットボールへの投資を促進させ、フットボールの経済的価値、すなわち UEFA の経済的価値の向上と「フットボールの社会的影響力」による「暗黙性」をも更に高めたとも言及できよう。

本項では、座標軸 (Z 軸) の変数を「暗黙性」と「明示性」という概念フレームで考察した。そこで、図 5 にて提示した「三次元分析概念によるガバナンスの概念イメージ」を再考したものが、図 7 の「三次元分析概念の軸と変数」である。

すなわち、Henry (2009) による二次元分析の概念で危惧された論点こそ、分析概念として「一元的な意味」で覆われてしまっているのである。つまり、この分析概念では、フットボールを社会構造上のアクターではなく、セクターとして捉えており、政策の分類としても更なる議論が必要であった。

ヨーロッパにおける「フットボールの社会的影響力」, 「UEFA の多様性と多元的構造」, これらによるガバナンスの実態を検証すると、「暗黙性」を最大限活用したプラティニ、「明示性」を追求して UCL を改革したヨハンソン、どちらの分析にも二次元に Z 軸を加えた三次元空間による分析概念が必要となる。

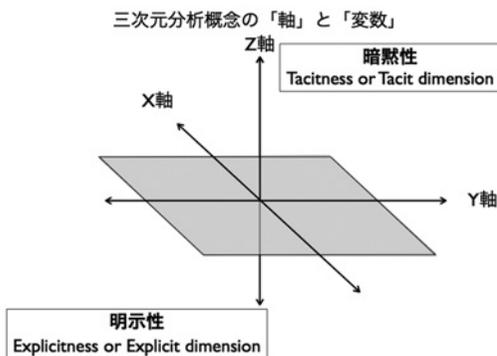


図 7 三次元分析概念の「軸」と「変数」(上田, 2014)

4.3 三次元分析概念の視座

前項で定義した「暗黙性」と「明示性」の概念フレームを用いて、「ボスマン判決」と「共同声明」の実態を確認し、三次元分析概念の視座を考察する。

「ボスマン判決」は「EU 法」による「法的拘束力」が発生した。換言すると「EU 法の優位性」を明示した。これは、「EU 法」が「成分法」であるという「明示性」から容易に確認できる。「ボスマン判決」以前、各クラブにおいて「プロフットボール選手」は契約書に則った「委託契約者」か「雇用者」のどちらかであった。そのため、「契約終了後はクラブに拘束されない」という「成分法 (EU 法ならびに各国労働法)」が適用されることを周知しながらも、フットボール (スポーツ) における「不文律」と「慣行」を継承していた (ECJ, 1995)。

また、EU 域外諸国 (EFTA, 欧州自由貿易連合国) において、どのクラブとも契約が可能となったが、「ボスマン判決」以前の「不文律」と「慣行」では、実体として世界的なスター選手を除き、誰もが容易に国外移籍できる環境ではなかった。通常の選手達は、地域のクラブ→都市部の中堅クラブ→国内強豪クラブという順序を辿る。特に 5, 6 歳~20 歳前後の青少年は地域のクラブ→都市部の中堅クラブに所属し、無償にて指導を受け、チームに選ばれて衣食住 (トレーニングや対外試合等の遠征費) を提供される。社会生活を学ぶための学習の機会をも提供された。

一方、ピークを越えた選手は逆のルートを辿り (強豪クラブ→都市部の中堅クラブ→地域のクラブ)、昇格して来る若い選手達への生きた教科書として、クラブを根底から支える重要なアクターであった。彼らがフットボールを支え、指導者や市民へと環流するのが実態であった。

また、殆どの選手達は、自らの出身や所属したクラブに戻る際に移籍金が発生しなかった。そのため、単年度の契約による選手・クラブ両者の合意があった。而るに、全てのクラブが「ユース年代 (青少年)

の育成」の重要性を認識し、移籍元クラブの「劣」に報いるため、移籍の際には「不文律」と「慣行」による「交渉」で解決⁶⁾が為されていたのである。

しかし、1990年代はグローバル化が加速しつつある社会情勢もあり、各NA、リーグで定める「外国籍選手の保有制限」が無効になったことにより、前述の「不文律」と「慣行」による「フットボールの社会構造」が崩れた。「ボスマン判決」によって、「暗黙性」による「ガバナンス」から「明示性」の高い、成分法、市場経済による「ガバナンス」へと変容したのである。

「共同声明」に論点を移すと、その行為は「関係構造ベクトル」を発生させ、「明示性」そのものである。特に文面の内容は、「関係構造ベクトル」を確定させるものでもある。UEFAの観点からすると、FFPは、過度な市場経済の導入により、ヨーロッパにおけるフットボールの存在が危機的状況に陥っていることへの規制という「明示性」を持つ。EUの観点からすると、UEFAの「不文律」や「慣行」と同じであるため、UEFAでは「明示性」を持つものの、「成分法」ではないため、EUにおいては「暗黙性」である。

本稿3.3でFFPは「EU法」へ抵触することに言及したが、ECは「共同声明」という「明示性」を用いて、ボスマン判決とは相反し、FFPを支持する立場をとった。しかし、FFPを「成分法」としては確立させず、文脈に含意される「暗黙性」を利用してFFPを支持し、「共同声明」という行為による「明示性」を用いたのである。

すなわち、「ボスマン判決」という「成分法」による「明示性」が明らかな事象では、実体として、EUはヨーロッパにおける「ガバナンス」の「主体」であった。しかし、「共同声明」は、行為の「明示性」でしかなく、「関係構造ベクトル」を発生させた様相は伺えるものの、実体は、「ガバナンス」の「主体」がUEFA（フットボール）へと変容したという「明示性」を持つ事象であった（UEFA, 2005, 2006,

2007, 2008, 2009）。

EUとUEFAの関係構造の実態からも、ガバナンスの実体概念の分析には、「暗黙性」と「明示性」という三次元分析概念が適応することが確認できる。また、「暗黙性」と「明示性」の分析において、「明示性」の高いガバナンスでは「暗黙性」、暗黙性の高いガバナンスには「明示性」をもった「関係構造ベクトル」が発生するという「位相」の実態も確認された。

5. 結びにかえて

本稿において、現在までの「ガバナンス」と「ガバナンス」の概念に見られる二次元分析概念ではなく、EUとUEFAの関係構造の実態を通じた新たな視座（パラダイムシフト）として、三次元分析概念を提起した。しかしながら、以下の三点は「ガバナンス」の概念構造の実体分析に際して新たな課題を残した。

第一点は、「ガバメント」におけるハイアラーキー構造において、上方向の関係構造ベクトルの発生要因と「ガバナンス」の関係。第二点は、水平関係の構造である「ガバナンス」において、垂直関係同様にハイアラーキー構造の発生。第三点は、三次元分析概念のZ軸、「暗黙性」と「明示性」の位相である。これらの課題は紙幅の関係上、十分な議論を行うことが出来なかった。今後、議論を進めていきたい。

最後に「ガバナンスの分析概念」を論考するにあたり、「既存の概念」が「新たな概念」を呼び、最終的には実態の分析を経ずに行われ、「ガバナンス」の実体の議論から乖離してしまっていることを示唆する。そのため、本稿では、「ガバナンス」の究明のための一考察として、実態から導出された実体を論の中心に設定したことを明記しておきたい。

現代社会において多大な「影響力」を持つ「フットボール」。その「ガバナンス」の動態を考察する

ことにより、「ガバナンス」概念の実体への言及が可能となり、社会構造の解明が更に加速するものと思われる。

註

- 1) 1954年6月に設立したヨーロッパにおけるフットボールの統括組織。本部はスイスのニヨン。2014年現在、54ヶ国 (NA) が加盟。各国フットボール協会 (NA)、全てのクラブを統括する。主な主催大会 ① UEFA European Football Championship (通称“EURO” = ヨーロッパ選手権) : 4年毎に行われるヨーロッパ No.1 の国を決定する大会。予選を通過した各国代表24チームが出場。FIFA ワールドカップの中間年に行う。予選2年、本戦1ヶ月、② UEFA Champions League (UCL) : 毎シーズンのヨーロッパの No.1 クラブを決定する大会。国別ランキングに分けられて予選を行う。本戦出場は32チーム。ホーム & アウェイ方式。ヨーロッパ全域にて約10ヶ月間。これらの大会には世界最高峰の選手が出場するため、質と内容は FIFA ワールドカップを凌駕する。そのため、UEFA は大陸連盟の中の一つという扱いではなく、ガバナンス、マネジメント、フットボールに秀でており、全てのスポーツにとっての憧れであり、基準となっている。
- 2) 1995年12月15日、現在の欧州司法裁判所 (European Court of Justice : ECJ) にて下された判決 (Bosman Ruling : ECJ Case C415/93)。「プロフットボール選手」は「労働者」と同様の判決。「契約終了後の移籍の自由」の承認、EU加盟国籍所有者に関して「国籍による就労制限の撤廃」が確認された。また、2003年5月8日の ECJ で「EU協約を結んでいる EU域外国籍の労働者」についてもボスマン判決が適用された。コルパック判決 (Kolpak Ruling : ECJ Case C438/00)
- 3) UEFA CONGRESS による Executive committee の選出法は、議会制民主主義における「ガバメント」と同様である。しかし、各 NA はステークホルダーでありながら、排他的独占権を有する UEFA の構成員でもあるという二元的構造の点で大きく異なる。この構造は、各 NA とその傘下のクラブチームでも同様である。UEFA の権利と各 NA、各クラブ、横断的な権利を持つ ECA、EPFL、FIFPro Europe の権利が存在する多面的構造となっている。そして、UEFA の上位階層には FIFA (世界フットボール連盟) が位置する。
- 4) ボスマン判決以前、各 NA もしくは各リーグ連盟は自国選手の保護の目的で、「外国籍選手の保有人数制限」を行っていた。ボスマン判決により「国籍条項の撤廃」が執行されたため、プラティニ就任前後より、「自国出身の選手」もしくは「自クラブのユース育成組織出身者」を規定以上保有しなければならない、という逆方向による保護施策へ、NA もしくはリーグが変更し始めている。現在では、UEFA を主導とした「ユース年代の育成」という観点から、ECA、EPFL、FIFPro (本部) とも合意している。一方で、移民の子孫である南米選手等が家系を辿り、当該国の国籍を取得する事例が増えた。UEFA、EU、ヨーロッパの抱える多様性と多元性を如実に表している。
- 5) G14は2000年9月にヨーロッパ主要14クラブで設立されたフットボールの独立団体。2008年1月に解散。このG14はUEFAを抜け、スーパーリーグを創設する構想であったが、対立していたヨハンソンから協調路線のプラティニに会長が替わり、発展的にECAの創設となった。
- 6) Robert North (1990) は社会制度における分析概念として、「フォーマルな制約 (Formal Restraints)」を人間が考案した制度としての法律、「インフォーマルな制約 (Informal Restraints)」では長期間に渡って形成された慣習や行為コード、定型化された行動パターン等を例に挙げている。同様に、青木 (青木・奥野, 1996, pp10-11) は「社会制度こそが複雑な環境に対処するために必然的に生まれた仕組みと考えることができる。したがって社会制度とは、何者かによって意図的に設計されたものではなく、環境や社会の変化に応じて新しい仕組みが発見され、より望ましい仕組みが残ってきたという『適応的進化 (Adaptive Evolution)』のプロセスから考えるべきである」と言及する。フットボールにおける「不文律」や「慣行」を適格に論じており、ボスマン判決が如何に制度上、不自然であり、その後の「共同声明」

は「適応的進化」として捉えられることが可能であることを示唆する。

参考文献

青木昌彦・奥野正寛（1996）, 「経済システムの比較制度分析」, 東京大学出版会. pp10-11

Bevir, M. ed. (2007), “Public Governance”, Vol.1, London: Sage.

Bruyninckx, H (2012), “Sport governance: between the obsession with rules and regulation and the aversion to being ruled and regulated”. In: Segaert, B. et al. Eds. “Sport governance, development and corporate responsibility”, Routledge: New York and London, pp112-114.

European Commission (1999), “The European Model of Sport”, Consulting Document of Directorate-General X: Brussel.

European Commission (2011), “Competition Policy in the European Union”: Brussel.

European Commission and UEFA (2012a), “JOINT STATEMENT”: Brussel & Nyon.

European Court of Justice (1995), “Bosman Ruling : C415/93.”, <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:61993J0415:EN:NOT>. (閲覧日2014年5月8日).

European Court of Justice (2003), “Kolpack Ruling : C438/00.”, <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:62000J0438:EN:NOT>. (閲覧日2014年5月8日).

European Union (1958a), “Treaty on the functioning of European Union. Article 101.”, <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:12008E101:en:NOT>. (閲覧日2014年5月8日).

European Union (1958b), “Treaty on the functioning of European Union opean. Article 102.”, <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:12008E102:EN:NOT>. (閲覧日2014年5月8日).

European Union (1958c), “Treaty on the functioning of European Union. Article 103.”, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/;jsessionid=>

[RvWqTF4XbQknDX1VWTnq3xPKB11thvCszfRsTGLvjPPXntTkLCnw!2062107871?uri=CELEX:12008E103](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:12008E103) (閲覧日2014年5月8日).

European Union (1958d), “Treaty on the functioning of European Union. Article 104.”, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:12008E104> (閲覧日2014年5月8日).

European Union (1958e), “Treaty on the functioning of European Union. Article 105.”, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:12008E105> (閲覧日2014年5月8日).

European Union (1958f), “Treaty on the functioning of European Union. Article 106.”, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:12008E106> (閲覧日2014年5月8日).

FIFA (2006a), “FIFA Big Count 2006: 2006million people active in Football”: Zurich, FIFA.

FIFA (2006b), “Big Count 2006: Statistical Summary Report by Gender/Category/Region”: Zurich, FIFA.

Gardiner, S (2010), “Review; The regulation of sport in the European Union, Leisure Studies”, Vol. 29(1), pp118.

Geeraert, A. et al. (2013a), “The governance network of european football: introducing new governance approach to steer football at the EU level.” International Journal of Sport Policy and Politics, 5(1), pp.113-132

Geeraert, A. et al. (2013b), “Working Paper: Good Governance in International Non-Governmental Sport Organization: an analysis based on empirical data on accountability, participation and executive body members in Sport Governing Bodies”.

Henry, I (2009), “European Model of Sport: Governance, Organizational Change and Sports Policy in the EU”, Hitotsubashi journal of art and sciences, 50(1), pp41-52.

堀雅晴 (2002), 「ガバナンス論争の新展開」安本典夫, 中谷義和編著 グローバル化と現代国家, 御茶ノ水書房, pp85-114

堀雅晴 (2007), 「ガバナンス論の現在」同志社大学人

- 文科学研究所編 公的ガバナンスの動態に関する研究 (人文研ブックレット), 同志社大学人文科学研究研究所, pp.9-48
- 堀雅晴 (2014), 「ガバナンス論研究の現状と課題: 『スポーツのグッドガバナンス』に向けて」, 体育・スポーツ経営学研究 第27巻. 日本体育・スポーツ経営学会, pp5-21
- ランフランチ, P, エイゼンベルグ, C, メイソン, T, ウォール, A. (日本語版監修) 小倉純二, 大住良之, 後藤健生 (2004) 「フットボールの歴史 FIFA 創立100周年記念出版」, 講談社, pp11-16. : Lanfranchil, P, Eisenberg, C., Mason, T and Wahl, A (2004), “100 years of Football”: Zurich, FIFA.
- ランフランチ, P, 他 (2004), 前掲書: pp.19-20
- ランフランチ, P, 他 (2004), 前掲書: pp.30-55
- ニールセン (2014), 「米国のテレビ・インターネット・ラジオにおけるスポーツコンテンツ視聴動向レポート」, ニューヨーク, Nielsen Company.
- Nonaka, Ikujiro and Takeuchi Hirotaka (1995), “The knowledge creating company: how Japanese companies create the dynamics of innovation”, New York, Oxford University Press.
- North, Douglas (1990), “Institutions, Institutional Change and Economic Performance,” Cambridge, Cambridge University Press.”
- Pierre, Jon and Guy, B, Peters (2000), “Governance, Politics, and the State”, New York, St.Martin’s Press.
- Polanyi, Michael (1966), “The Tacit Dimension”, Chicago, University of Chicago Press.
- Rhodes, R.A.W. (1997), “Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity and Accountability”, Buckingham, Open University Press.
- Rhodes, R.A.W. (2000), “Governance and Public Administration”, in Pierre, J. ed., Debating Governance, Oxford, Oxford University Press.
- 坂なつこ (2011), 「EUとスポーツ政策」, 一橋大学スポーツ研究, 30巻, pp51-56.
- 上田滋夢, 山下秋二 (2014), 「スポーツ競技統括団体の経営におけるガバナンスの始原的問題: UEFA のガバナンスからの考察」, 体育・スポーツ経営学研究第27巻. 日本体育・スポーツ経営学会, pp35-53.
- UEFA (2005), “2003/2004 UEFA Financial Report”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2006), “2004/2005 UEFA Financial Report”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2007), “2005/2006 UEFA Financial Report”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2008), “2006/2007 UEFA Financial Report”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2009), “2007/2008 UEFA Financial Report”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2010), “Club Licensing and Financial Fair Play Regulations, Edition 2010”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2011), “Club Licensing benchmarking report financial year 2009”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2012a), “Club Licensing benchmarking report financial year 2010”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2012b), “Club Licensing and Financial Fair Play Regulations, Edition 2012”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2012c), “Memorandum of understanding UEFA/ECA-2012”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2013), “Club Licensing benchmarking report financial year 2011”: Nyon, UEFA.
- UEFA (2014), “Statutes Rules of Procedure of the UEFA Congress Regulations governing the Implementation of the UEFA, Statutes Edition 2014”: Nyon, UEFA.

参考 Web:

- Dupont, J.L., “Football’s Anticompetitive Streak: Some of Europe’s biggest clubs are, unsurprisingly, supporting rules that entrench their dominance.”, Wall Street Journal, 25. March, 2013: <http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424127887324077704578357992271428024?mg=reno64-wsj&url=http%3A%2F%2Fonline.wsj.com%2Farticle%2FSB10001424127887324077704578357992271428024.html> (2014年5月1日閲覧)
- European Club Association, “About ECA”: <http://www.ecaeurope.com/about-eca/> (2014年5月7日)

- 閲覧)
- European Commission (2012), “State aid: Vice President Almunia and UEFA President Platini confirm Financial Fair-Play rules in professional football are in line with EU state aid policy”: http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-264_en.htm?locale=en (2014年5月8日閲覧)
- European Professional Football League, “About Us”: http://www.epfl-europeanleagues.com/about_us.htm (2014年5月7日閲覧)
- European Union (2007), “Lisbon Treaty”: <http://www.lisbon-treaty.org/wcm/the-lisbon-treaty/treaty-on-the-functioning-of-the-european-union-and-comments/part-3-union-policies-and-internal-actions/title-xii-education-vocational-training-youth-and-sport/453-article-165.html> (2014年5月8日閲覧)
- FIFA, “The IFAB, the eternal guardian of laws”: <http://www.fifa.com/aboutfifa/organisation/ifab/history.html> (2014年5月7日閲覧)
- Fédération Internationale des Associations de Footballeurs Professionnels, “About FIFPro”: <http://www.fifpro.org/en/about-fifpro/about-fifpro> (2014年5月7日閲覧)
- Kantar, “Global Football Data Research”, 共同通信 PR Wire, 2012年5月30日 : <http://prw.kyodonews.jp/opn/release/201205294670/> (2014年5月10日閲覧)
- The FA, “FA History”: <http://www.thefa.com/about-football-association/history> (2014年5月7日閲覧)
- Thompson, “Legal challenge to UEFA FFP rules by ‘Bosman’ Lawyer”. Financial Fair Play News, 9. May, 2013: <http://www.financialfairplay.co.uk/latest-news/legal-challenge-to-uefa-ffp-rules-by-bosman-lawyer>. (2014年5月1日閲覧)
- UEFA1, “European football’s governing body”: <http://www.uefa.org/about-uefa/history/index.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA2, “About UEFA”: <http://www.uefa.org/about-uefa/index.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA3, “Sixty years”: <http://www.uefa.org/about-uefa/60-years/index.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA4, “Club agreement hailed”: <http://www.uefa.org/stakeholders/clubs/news/newsid=665776.html>
- UEFA5, “Platini seeks specific status”: <http://www.uefa.com/news/newsid=609138.print.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA6, “Productive talks with EU in Brussel”: <http://www.uefa.org/about-uefa/president/news/newsid=1528908.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA7, “UEFA President urges protection of football’s values”: <http://www.uefa.org/about-uefa/president/news/newsid=801478.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA8, “UEFA President Michel Platini meets French Secretary of State for Sports, Rama Yade”: <http://www.uefa.org/mediaservices/mediareleases/newsid=941245.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA9, “UEFA President Michel Platini meets European Commissioner Androulla Vassiliou”: <http://www.uefa.org/mediaservices/mediareleases/newsid=2098921.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA10, “Brussels speech affirms UEFA causes”: <http://www.uefa.org/about-uefa/president/news/newsid=1476623.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA11, “Good news from Europe”: <http://www.uefa.org/about-uefa/president/news/newsid=1480450.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA12, “Financial fair play explained”: <http://www.uefa.org/protecting-the-game/club-licensing-and-financial-fair-play/news/newsid=1494481.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA13, “UEFA President addresses Council of Europe”: <http://www.uefa.org/about-uefa/president/news/newsid=1687674.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA14, “UEFA President meets EU sports ministers”: <http://www.uefa.org/about-uefa/president/news/newsid=1695899.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA15, “UEFA’s fight against match-fixing gathers EU momentum”: <http://www.uefa.org/media>

- services/mediareleases/newsid=1696117.html
(2014年5月7日閲覧)
- UEFA16, “President addresses Council of Europe ministers”: <http://www.uefa.org/about-uefa/president/news/newsid=1768902.html> (2014年5月7日閲覧)
- UEFA17, 「世界中を魅了したウエンプリー決戦」:
<http://jp.uefa.com/uefachampionsleague/news/newsid=1957602.html> (2014年5月8日閲覧)
- UEFA18, “Johansson’s rich legacy”: <http://www.uefa.org/stakeholders/newsid=501082.html> (2014年5月8日閲覧)
- UEFA19, “Romantic Platini looks to the Future”:
<http://www.uefa.org/about-uefa/president/news/newsid=501211.html> (2014年5月8日閲覧)

The Perspective of Governance as It Pertains to Sport :
Study of the Three Dimensional Analytical Concept that Assesses
the Relational Structure of the EU and UEFA

UEDA JIMⁱ

Abstract : As we study the concept of governance regarding this summary, as it applies to research, rather than discussing the entity concept, we take the position of the discussion of the analytical concept. According to the relational structure of government and governance, there exists a “vector of relational structure” by means of “magnitude” and “direction” from the viewpoint of a two dimensional analytical concept. The vector of relational structure is a vertical relationship in government and the appearance of horizontal relations in governance are formed. As an analysis of the relational structure of the EU and UEFA, regarding the acceptance process of the “Bosman Ruling” based on EU law and the “UEFA Financial Fair Play Regulation” which is inconsistent with EU law, the European Commission and UEFA’s “Joint Statement” is analyzed. At that point is the conceptual limit of a two dimensional analytical concept. And the existence of “some influence” emerges a new viewpoint. In addition to the Z axis of the analytical concept, defined as the variables “tacitness” and “explicitness”, from the standpoint of the analytical concept of governance up until now, a three dimensional analytical concept with a new viewpoint (axis) is presented, and a paradigm shift of the concept of governance through an analytical concept is attempted.

Keywords : relational structure of the EU and UEFA, pluralistic structure, vector of relational structure, three dimensional analytical concept, tacitness

i Professor, Faculty of Management, Osaka Seikei University